

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 186 号（諮問第 193 号）

件名：警察安全相談等・苦情取扱票等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 7 月 31 日

2 原処分

令和 2 年 9 月 7 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 9 月 14 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 10 月 27 日

5 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書において、開示請求した項目 2 について、開示されなかったため、文書特定を正しく行い、開示することを求める旨主張しており、本件一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではないことから、本件審査請求の趣旨は、本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

ア 本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、別記 1 に掲げるとおり記載されている。

処分庁は、別記 1 に掲げる二つの項目のいずれについても、別記 2 に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

イ 当審議会において本件開示請求書に記載された弁明書を確認したところ、審査請求人が令和 2 年 2 月 3 日に稲沢警察署警察職員 B に対して苦情申立てをした案件（以下「本件苦情申立案件」という。）について、警察安全相談等・苦情取扱票を作成し、記録化した旨が記載されていることが認められた。また、本件警察安全相談等・苦情取扱票は、稲沢警察署長による決裁過程において、事実確認がなされた上、業務の参考とする指揮を受けて保管されていることから、それにより業務上の措置がとられていることは明らかである旨が記載されていることが認められた。

ウ 当審議会が本件保有個人情報を確認したところ、本件苦情申立案件に関して作成されたものであり、所属長指揮事項の指揮内容に「業務の参考とする」と記載されていることから、所属長が本件苦情申立案件に対する指揮をしていると認められる。

したがって、本件保有個人情報は、本件苦情申立案件に対して業務上の措置が執られていることが分かる内容であると認められることから、本件開示請求の内容に合致するものである。

エ 他に特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件保有個人情報以外は作成されておらず、その必要性もないことは明らかであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報の特定については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

- 1 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 2 年 2 月 3 日受理に係るもの）
- 2 弁明書（令和 2 年 7 月 2 日付）によると、「事実確認がなされた上、…それにより業務上の措置がとられていることは明らかである。」と記載されています。
そこでそのことが分かる文書
請求日現在 稲沢署保管のもの

別記 2

- 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 2 年 2 月 3 日受理に係るもの）